

リフォーム工事補助対象一覧表

リフォームの内容	具体例・備考
屋根の葺き替え、塗装等	
外壁の張り替え、塗装等	
雨どい等の取り替え、修理	
根太、大引き等床組み補修工事	
床材、内壁材、天井材の張り替え、塗装等	
畳の張り替え等	
床、壁、天井、屋根の断熱改修工事	
間仕切りの変更工事	
建具、開口部等の取り付け又は交換等	窓、ガラス、サッシ、網戸、雨戸、シャッター、ふすま等
バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差の解消)	介護事業等と重複しないこと。
浴室、トイレ、キッチン、洗面室等の水回り改修工事	
給排水衛生設備工事	住宅改修工事(浴室、トイレ、キッチン、洗面室、居室等の改修工事)に伴うものに限る。
給湯設備工事	
換気設備工事	
電気設備工事	
ガス設備工事	
床暖房設備工事	
住宅に付随するバルコニー、ベランダの設置等	
増築、減築工事	住宅改修工事(浴室、トイレ、キッチン、洗面室、居室等の改修工事)に伴うものに限る。
その他町長が認める工事	

リフォーム工事補助対象外一覧表

工事内容
新築の工事
別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事
店舗、工場、事務所等の工事
門、塀、舗装、擁壁等の工事
造園、植樹、剪定等の植栽に係る工事
解体工事(補助対象工事に伴う部分の解体を除く。)
太陽光発電設備又は太陽熱利用温水器の工事
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の電化製品又は家具の設置
電話、インターネット回線等のみの工事
防犯ライト等の警備機器の設置
雨水タンク設備の設置
下水道、合併処理浄化槽工事(浴室、トイレ、キッチン等の改修に伴う工事は対象。)
防虫・消毒処理等(シロアリ駆除、消臭・抗菌処理、除湿など。)
ハウスクリーニング、排水管の清掃等
介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 45 条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第 57 条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給の対象となる工事 (工事内容及び経費が明確に区分でき、本補助事業と重複しないことが確認できるものを除く)
他の制度により補助の対象となった工事
公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
その他町長が補助対象工事として認めない工事